

三重県と愛知県の流入車対策要綱・運用(取扱要領)の一覧表

	三重県大気環境の保全に関する流入車対策要綱(案)	三重県大気環境の保全に関する流入車対策要綱の運用について(案)	愛知県 (貨物自動車等の車種規制非適合車の使用抑制に関する要綱)	愛知県 (貨物自動車等の車種規制非適合車の使用抑制に関する取扱要領)
<p><b>目的</b></p>	<p>第1条 この要綱は、自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法(平成4年法律第70号)(以下「自動車NOx・PM法」という。)に基づく三重県対策地域において、二酸化窒素及び浮遊粒子状物質に係る大気環境基準を確保するため、自動車の運行に伴い排出される窒素酸化物、粒子状物質を低減することを目的とする。</p>	<p>三重県大気環境の保全に関する流入車対策要綱第10条の規定に基づき、その取扱について必要な事項を定める。</p>	<p>第1 この要綱は、幹線道路沿道における二酸化窒素及び浮遊粒子状物質に係る環境基準の達成維持並びに地球温暖化防止のため、自動車の運行に伴い排出される窒素酸化物、粒子状物質及び二酸化炭素を低減することを目的とする。</p>	<p>この要領は、貨物自動車等の車種規制非適合車の使用抑制等に関する要綱第12の規定に基づき、その取扱について必要な事項を定めるものとする。</p>
<p><b>定義</b></p>	<p>第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 対象自動車 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法施行令(平成4年政令第365号。以下「令」という。)第4条第1号及び第6号に掲げる自動車(道路運送車両法第40条第3号に規定する車両総重量が8,000キログラム以上に限る)並びに同条第3号に掲げる自動車をいう。</p>	<p>1 第2条第1号に規定する「対象自動車」とは、次の自動車をいう。ただし、消防用自動車、救急用自動車その他道路交通法施行令(昭和35年政令第270号)第13条に規定する緊急自動車を除く。</p> <p>なお、対象自動車は、営業用自動車(緑ナンバー)及び自家用自動車(白ナンバー)とする。</p> <p>(1) 貨物の運送の用に供する普通自動車(道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第3条に規定する普通自動車をいう。)であって、(3)に掲げる自動車以外のもの(以下「普通貨物自動車」という。)</p> <p>(2) 人の運送の用に供する乗車定員30人以上の普通自動車であって、(3)に掲げる自動車以外のもの(以下「大型バス」という。)</p> <p>(3) 散水自動車、タンク自動車その他の特種の用途に供する普通自動車であって、自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法施行規則(平成4年総理府令第53号)第3条に規定するもの(以下「特種自動車」という。)</p>	<p>第2 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 対象自動車 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法施行令(平成4年政令第365号。以下「令」という。)第4条第1号から4号までに掲げる自動車及び同条第6号に掲げる自動車(人の運送の用に供する乗車定員11人未満のものを除く。)をいう。</p>	<p>1 第2第1号に規定する「対象自動車」とは、次の自動車をいう。ただし、消防用自動車、救急用自動車その他道路交通法施行令(昭和35年政令第270号)第13条に規定する緊急自動車を除く。</p> <p>(1) 貨物の運送の用に供する普通自動車(道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第3条に規定する普通自動車をいう。)であって、(5)に掲げる自動車以外のもの</p> <p>(2) 貨物の運送の用に供する小型自動車(道路運送車両法第3条に規定する小型自動車(二輪の小型自動車を除く。)をいう。)であって、(5)に掲げる自動車以外のもの</p> <p>(3) 人の運送の用に供する乗車定員30人以上の普通自動車であって、(5)に掲げる自動車以外のもの</p> <p>(4) 人の運送の用に供する乗車定員11人以上30人未満の普通自動車及び小型自動車であって、(5)に掲げる自動車以外のもの</p> <p>(5) 散水自動車、タンク自動車その他の特種の用途に供する普通自動車及び小型自動車であって、自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法施行規則(平成4年総理府令第53号)第3条に規定するもの(人の運送の用に供する乗車定員11人未満のものを除く。)</p> <p>2 第2第1号中の「人の運送の用に供する乗</p>

			車定員11人未満の特種自動車」とは、次の自動車 をいう。 (1) 自動車検査証(車検証)の型式欄に記載されている識別記号が乗用自動車のものである特種自動車 (2) 病人や傷病者を運送するための寝台又は担架を固定するための設備若しくは身体障害者が着座した車いすを固定するための設備を有する特種自動車であって、乗車定員が11人未満のもの
二対策地域 令別表第1第6号に掲げる地域をいう。	—	(2)対策地域 令別表第1第5号に掲げる地域をいう。	—
三対象地域 令別表第1第6号に掲げる地域のうち、 <u>国道23号の桑名市小貝須(国道258号交差点)から四日市市塩浜(国道25号交差点)の区間をいう。</u>	—	—	—
四荷主等 次のいずれかに該当する者をいう。 イ 自己の事業に関して、対策地域内の自己の事業所若しくはその他の場所(以下「事業所等」という。)から又は対策地域内の自己の事業所等に貨物若しくは廃棄物(以下「貨物等」という。)を他の者に委託して運送させる者 ロ 自己の事業に関して、対策地域内の自己の事業所等に、購入、借入れ又は譲受け(以下「購入等」という。)をする貨物等を運送させる者	2 第2条第4号中の「自己の事業所若しくはその他の場所」とは、次のとおりとする。 (1) 「事業所」は、自己の事業を行うための事務所、製造工場、物流センター、倉庫等の場所をいう。 (2) 「その他の場所」は、工事現場やイベント会場のほか、一時的な作業場所等の短期間のみ事業を行う場所をいう。	(3)荷主等 次のいずれかに該当する者をいう。 ア 自己の事業に関して、対策地域内の自己の事業所その他の場所(以下「事業所等」という。)から又は対策地域内の自己の事業所等に貨物又は廃棄物(以下「貨物等」という。)を他の者に委託して運送させる者 イ 自己の事業に関して、対策地域内の自己の事業所等に、購入、借入れ又は譲受け(以下「購入等」という。)をする物品を運送させる者	3 第2第3号中の「自己の事業所その他の場所」とは、次のとおりである。 (1) 「事業所」には、自己の事業を行うための事務所、製造工場、物流センター、倉庫等の場所が該当する。 (2) 「その他の場所」には、工事現場やイベント会場のほか、一時的な作業場所等の短期間のみ事業を行う場所が該当する。
五特定荷主等 荷主等のうち、継続的に又は反復して、貨物等を他の者に委託して運送させ、又は購入等をする貨物等を運送させる者であって、資本金の額等が3億円を超え、かつ、対策地域内に建物の延べ面積が1万平方メートルを超える事業所又は敷地面積が3万平方メートルを超える事業所を有するものをいう。	3 第2第5号中の「継続的に又は反復して」とは、次のとおりとする。 (1) 「継続的に」とは、一定の期間、続けて行われる状況であること(例えば、営業日には決まって貨物の運送が行われること。)をいう。 (2) 「反復して」とは一定の期間内に、繰り返して行われる状況であること(例えば、1か月ごとに貨物の運送が行われること。)をいう。1回限りや、反復性が予見されない場合は除かれる。 4 第2条第5号中の「資本金の額等」とは、「資本金の額、基金の総額、資産の総額又は出資の総額」のことであり、商業登記法(昭和38年法律第125号)又は法人登記規則(昭和39年法務省令第46号)及び関係法令の規定により商業・法人登記簿に登録して	(4)特定荷主等 荷主等のうち、継続的に又は反復して、貨物等を他の者に委託して運送させ、又は購入等をする物品を運送させる者であって、資本金の額等が3億円を超え、かつ、対策地域内に建物の延べ面積が1万平方メートルを超える事業所又は敷地面積が3万平方メートルを超える事業所を有するものをいう。	4 第2第4号中の「継続的に又は反復して」とは、次のとおりである。 (1) 「継続的に」とは、一定の期間、続けて行われる状況であること(例えば、営業日には決まって貨物の運送が行われること。)をいう。 (2) 「反復して」とは一定の期間内に、繰り返して行われる状況であること(例えば、1か月ごとに貨物の運送が行われること。)をいう。1回限りや、反復性が予見されない場合は除かれる。 5 第2第4号中の「資本金の額等」とは、「資本金の額、基金の総額、資産の総額又は出資の総額」のことであり、商業登記法(昭和38年法律第125号)又は法人登記規則(昭和39年法務省令第46号)及び関係法令の規定により商業・

	<p>いる額とする。</p> <p>5 第2条第5号中の「建物の延べ面積が1万平方メートルを超える事業所又は敷地面積が3万平方メートルを超える事業所を有するもの」の判断は、次のとおり行う。</p> <p>(1) 建物の延べ面積及び敷地面積に係る要件の判断は、個々の事業所の面積について行うものとする。</p> <p>(2) 建物の延べ面積及び敷地面積は、事業所に係る部分の面積で算定するものとする。</p>		<p>法人登記簿に登記している額である。</p> <p>6 第2第4号中の「建物の延べ面積が1万平方メートルを超える事業所又は敷地面積が3万平方メートルを超える事業所を有するもの」の判断は、次のとおり行う。</p> <p>(1) 建物の延べ面積及び敷地面積に係る要件の判断は、個々の事業所の面積について行うものとする。</p> <p>(2) 建物の延べ面積及び敷地面積は、事業所に係る部分の面積で算定するものとする。</p> <p><u>(3) 建設工場の現場については、敷地面積による判断は行わず、現場事務所の延べ面積のみで判断するものとする。</u></p>
<p>六 旅行者 旅行業法(昭和27年法律第239号)第2条第1項に規定する旅行業を営む者であって、対策地域内に営業所を有するものをいう。</p>	<p>—</p>	<p>(5) 旅行者 旅行業法(昭和27年法律第239号)第2条第1項に規定する旅行業を営む者であって、対策地域内に営業所を有するものをいう。</p>	<p>—</p>
<p>七 特定旅行者 旅行者のうち、その業務の範囲が旅行業法施行規則(昭和46年運輸省令第61号)第1条の2第1号に規定する第一種旅行業務であって、対策地域内で対象自動車を利用した業務を実施するものをいう。</p>	<p>—</p>	<p>(6) 特定旅行者 旅行者のうち、その業務の範囲が旅行業法施行規則(昭和46年運輸省令第61号)第1条の2第1号に規定する第一種旅行業務であって、対策地域内で対象自動車を利用した業務を実施するものをいう。</p>	<p>—</p>
<p>八 中継施設管理者 次のいずれかに該当する施設であって、対策地域内に存するものを設置し、又は管理する者をいう。</p> <p>イ 港湾法(昭和25年法律第218号)第2条第2項に規定する国際拠点港湾</p> <p>ロ 鉄道の貨物駅(上屋又は荷さばき場及び対象自動車の駐車場を有するものに限る)</p> <p>ハ 卸売市場法(昭和46年法律第35号)第2条第4項に規定する地方卸売市場</p> <p>ニ 倉庫業法(昭和31年法律第121号)第3条の規定により登録を受けた事業者のうち、次に掲げるいずれかの事業所を対策地域内に設置する事業者であること。</p> <p>(1) 倉庫業法施行規則(昭和31年運輸省令第59号)第3条第1号から第5号まで又は第7号(貯蔵槽により保管するものを除く)に掲げる倉庫を所管し、そ</p>	<p>6 第2条第8号ア中の「国際拠点港湾」とは、港湾法施行令(昭和26年政令第4号)別表第1に掲げる対策地域内の港をいう。</p> <p>7 第2条第8号イ中の「鉄道の貨物駅」とは、鉄道事業法(昭和61年法律第92号)第2条第1項の鉄道事業の路線に設けられた貨物を取扱う駅をいう。</p> <p>また、「上屋又は荷さばき場」とは、積卸する貨物等を一時保管し、及び方面別に仕分けする場所をいう。上屋は、荷さばき場のうち、屋根のある場所をいう。</p>	<p>(7) 中継施設管理者 次のいずれかに該当する施設であって、対策地域内に存するものを設置し、又は管理する者をいう。</p> <p>ア 港湾法(昭和25年法律第218号)第2条第2項に規定する重要港湾</p> <p>イ <u>空港法(昭和31年法律第80号)第4条第1項第3号に規定する空港</u></p> <p>ウ 鉄道の貨物駅(上屋又は荷さばき場及び対象自動車の駐車場を有するものに限る)</p> <p>エ <u>卸売市場法(昭和46年法律第35号)第2条第3項に規定する中央卸売市場</u></p>	<p>7 第2第7号ア中の「重要港湾」とは、港湾法施行令(昭和26年政令第4号)別表第1に掲げる名古屋港、衣浦港及び三河港の3港をいう。</p> <p>8 第2第7号イ中の「空港」とは、中部国際空港をいう。</p> <p>9 第2第7号ウ中の「鉄道の貨物駅」とは、鉄道事業法(昭和61年法律第92号)第2条第1項の鉄道事業の路線に設けられた貨物を取扱う駅をいう。</p> <p>また、「上屋又は荷さばき場」とは、積卸する貨物等を一時保管し、及び方面別に仕分けする場所をいう。上屋は、荷さばき場のうち、屋根のある場所をいう。</p>

<p>これらの有効面積の合計が5千平方メートル以上である事業所  (2)倉庫業法施行規則第3条第6号、第7号(貯蔵槽により保管するものに限る。)又は第8号に掲げる倉庫を所管し、それらの有効容積の合計が1万5千立方メートル以上である事業所</p>															
<p>九車種規制適合車等 車種規制適合車(対象自動車であって、自動車NOx・PM法第12条第1項に規定する窒素酸化物排出基準及び粒子状物質排出基準に適合するもの)及び経過措置対象車(対象自動車であって、<u>自動車NOx・PM法第13条第1項の規定により同法12条第1項に規定する窒素酸化物排出基準及び粒子状物質排出基準が適用されないものその他別に定めるものをいう。</u>)</p>	<p>8 第2条第9号の「別に定めるもの」とは、自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法施行令(平成4年政令第365号。以下「令」という。)別表第1に掲げる地域以外に使用の本拠の位置を有する車種規制適合車以外の対象自動車のうち、その対象自動車に係る特定日(別表の対象自動車の種類の欄に掲げる対象自動車の種類ごとに、それぞれ同表の特定日の欄に定める日をいう。以下同じ。)以降の日が初めて有効期間の満了日として記入された自動車検査証が返付された後初めてその対象自動車に係る道路運送車両法(昭和26年法律第185号)の規定による継続検査、臨時検査(特定日の翌日以降に受けるものに限る。)又は構造等変更検査を受ける日の到来していないものとする。</p> <p>別表</p> <table border="1" data-bbox="908 1157 1525 1881"> <thead> <tr> <th>項</th> <th>対象自動車の種類</th> <th>特定日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>令第4条第1号に掲げる普通貨物自動車</td> <td>初度登録(対象自動車 が初めて道路運送車両法第4条の規定により自動車登録ファイルに登録を受けた日をいい、その日が平成14年10月1日以降であるときは同年9月30日とする。以下同じ。)から起算して9年間の末日に当たる日</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>令第4条第3号に掲げる大型バス</td> <td>初度登録から起算して12年間の末日にあたる日</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>令第4条第6号に掲</td> <td>初度登録から起算し</td> </tr> </tbody> </table>	項	対象自動車の種類	特定日	1	令第4条第1号に掲げる普通貨物自動車	初度登録(対象自動車 が初めて道路運送車両法第4条の規定により自動車登録ファイルに登録を受けた日をいい、その日が平成14年10月1日以降であるときは同年9月30日とする。以下同じ。)から起算して9年間の末日に当たる日	2	令第4条第3号に掲げる大型バス	初度登録から起算して12年間の末日にあたる日	3	令第4条第6号に掲	初度登録から起算し	<p>(8)車種規制適合車 対象自動車であって、自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法(平成4年法律第70号)第12条第1項に規定する窒素酸化物排出基準及び粒子状物質排出基準に適合するものをいう。</p> <p>(9)車種規制非適合車 対象自動車であって、前号に定める車種規制適合車以外のものをいう。</p>	<p>—</p>
項	対象自動車の種類	特定日													
1	令第4条第1号に掲げる普通貨物自動車	初度登録(対象自動車 が初めて道路運送車両法第4条の規定により自動車登録ファイルに登録を受けた日をいい、その日が平成14年10月1日以降であるときは同年9月30日とする。以下同じ。)から起算して9年間の末日に当たる日													
2	令第4条第3号に掲げる大型バス	初度登録から起算して12年間の末日にあたる日													
3	令第4条第6号に掲	初度登録から起算し													

		<table border="1"> <tr> <td>げる特種自動車</td> <td>て10年間の末日にあたる日</td> </tr> </table>	げる特種自動車	て10年間の末日にあたる日		
げる特種自動車	て10年間の末日にあたる日					
	<p>十車種規制適合車標章等 環境省及び国土交通省が規定する「基準適合表示交付要領」に基づくもの、道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第41条に規定する技術基準と同等以上の基準に適合しているもの、又はこれに準ずる表示を行う。</p>	<p>9 第2条第10号に規定する「車種規制適合車標章等」とは、次のものをいう。</p> <p>(1) 環境省及び国土交通省が規定する「基準適合表示交付要領」に基づくもの</p> <p>(2) 国土交通大臣が「低排出ガス車認定実施要領」(平成12年運輸省告示第103号)に基づき認定した低排出ガス車、低排出重量車又は「超低PM排出ディーゼル車認定制度」に基づき認定する超低PM排出ディーゼル車に対して交付されるもの</p> <p>(3) 大阪府生活環境の保全等に関する条例(平成6年大阪府条例第6号)第40条の16第1項に基づくもの</p>	<p>(10)車種規制適合車標章 環境省及び国土交通省が規定する「基準適合表示交付要領」に基づくもの又は道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第41条に規定する技術基準と同等以上の基準に適合していることを示す表示をいう。</p>	<p>10 第2第10号に規定する「車種規制適合車標章」とは、次のものをいう。</p> <p>(1) 環境省及び国土交通省が規定する「基準適合表示交付要領」に基づくもの</p> <p>(2) 国土交通大臣が「低排出ガス車認定実施要領」(平成12年運輸省告示第103号)に基づき認定した低排出ガス車、低排出重量車又は「超低PM排出ディーゼル車認定制度」に基づき認定する超低PM排出ディーゼル車に対して交付されるもの</p> <p>(3) 東京都が交付する東京都適合車標章(猶予期間にある自動車用を除く。)</p> <p>(4) 大阪府生活環境の保全等に関する条例(平成6年大阪府条例第6号)第40条の16第1項に基づくもの(経過措置対象車表示用を除く。)</p>		
エコドライブの実施等	—	—	<p>第3 対策地域において対象自動車を運行する者は、当該自動車の運行に伴い排出される窒素酸化物、粒子状物質及び二酸化炭素を最小限度にとどめるための適正な運転、その他必要な整備及び適正な管理(以下「エコドライブ」という。)を行うよう努めるものとする。</p> <p>2 対策地域において対象自動車を事業の用に供する者は、当該自動車の運転者に対して、エコドライブを行わせるために適切な措置を講じるよう努めるものとする。</p>	<p>11 第3に規定する「エコドライブ」とは、具体的には次の項目をいう。</p> <p>※項目省略</p>		
車種規制適合車の(不)	<p>第3条 対策地域を発地又は着地として、対象地域において対象自動車を運行する者は、車種規制適合車を使用するよう努めるものとする。</p> <p>なお、災害等が発生したときは、この限りではない。</p>	<p>10 第3条、第4条、第5第3項中の「対策地域を発地又は着地として」とは、発地は貨物等を積み込む又は人を乗車させる場所、着地は貨物等を荷下ろしする又は人を降車させる場所であって、その場所のい</p>	<p>第4 対策地域において対象自動車を運行する者は、車種規制非適合車を使用しないよう努めるものとする。</p>	<p>12 第4に規定する「車種規制非適合車の不使用」について、<u>災害等が発生したときは、この限りではない。</u></p>		

使用		れか（又は両方）が対策地域内であることをいう。		
車種規制適合車標章等の表示	第4条 対策地域を発地又は着地として、対象地域において車種規制適合車等を運行する者は、車種規制適合車標章等を当該車種規制適合車等に表示するよう努めるものとする。	—	第5 対策地域において車種規制適合車を運行する者は、車種規制適合車標章を当該車種規制適合車に表示するよう努めるものとする。	—
荷主等による車種規制適合車の使用のための措置等	第5条 荷主等は、貨物等を、貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）第2条第2項に規定する一般貨物自動車運送事業若しくは同条第3項に規定する特定貨物自動車運送事業若しくは貨物利用運送事業法（平成元年法律第82号）第2条第6項に規定する貨物利用運送事業を営業者又は廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第7条第12項に規定する一般廃棄物収集運搬業者、同法第14条第12項に規定する産業廃棄物収集運搬業者若しくは同法第14条の4第12項に規定する特別管理産業廃棄物収集運搬業者（以下「貨物運送事業者等」という。）に委託して運送させようとする場合は、当該貨物運送事業者等に対して、対象地域において対象自動車を運行するとは、車種規制適合車等を使用することを求めるよう努めるものとする。	1 1 第5条第1項から第3項に規定する「車種規制適合車等を使用することを求める」方法として、次のような方法が挙げられる。 （1）車種規制適合車等を使用するよう契約書に記載する。 （2）運送事業者等に対して文書や周知用チラシ等を配布して依頼する。 （3）荷下ろし場などの敷地内に車種規制適合車等を使用する旨の看板を設置する。	第6 荷主等は、貨物等を、貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）第2条第2項に規定する一般貨物自動車運送事業若しくは同条第3項に規定する特定貨物自動車運送事業若しくは貨物利用運送事業法（平成元年法律第82号）第2条第6項に規定する貨物利用運送事業を営業者又は廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第14条第12項に規定する産業廃棄物収集運搬業者若しくは同法第14条の4第12項に規定する特別管理産業廃棄物収集運搬業者（以下「貨物運送事業者等」という。）に委託して運送させようとするときは、当該貨物運送事業者等に対し、対象自動車によらない場合を除き、車種規制非適合車を使用しないことを求めるよう努めるものとする。	13 第6第1項から第3項に規定する「対象自動車によらない場合を除き、車種規制非適合車を使用しないことを求める」とは、運送を委託する者や物品等の販売、貸出し又は譲渡しをする者に対し、「対象自動車により運送を行う場合は、車種規制非適合車を使用しないことを求める」ことである。
	2 荷主等は、購入等をする貨物等を運送させようとする場合は、当該貨物等の販売、貸出し又は譲渡しをする者に対し、対象地域において対象自動車を運行するときは、車種規制適合車等を使用することを求めるよう努めるものとする。	—	2 荷主等は、購入等をする物品を運送させようとするときは、当該物品の販売、貸出し又は譲渡しをする者に対し、対象自動車によらない場合を除き、車種規制非適合車を使用しないことを求めるよう努めるものとする。	—
	3 旅行業者は、旅客を、対策地域を発地又は着地として、道路運送法（昭和26年法律第183号）第2条第3項に規定する旅客自動車運送事業を営業者等に委託して運送させようとするときは、当該旅客自動車運送事業を営業者等に対し、対象地域において対象自動車を運行するときは、車種規制適合車等を使用することを求めるよう努めるものとする。	—	3 旅行業者は、旅客を、対策地域を発地又は着地として、道路運送法（昭和26年法律第183号）第2条第3項に規定する旅客自動車運送事業を営業者等に委託して運送させようとするときは、当該旅客自動車運送事業を営業者等に対し、対象自動車によらない場合を除き、車種規制非適合車を使用しないことを求めるよう努めるものとする。	14 第6第3項中の「対策地域を発地又は着地として」とは、運行の一部分を構成する運行区間のそれぞれにおいて、発地又は着地のいずれか（又はその両方）が対策地域に存することをいう。 「発地又は着地」とは、最初の出発地又は最終の到着地のみならず、運行の目的を達成するための出発地又は到着地をいい、車庫（入庫又は出庫）、人の乗降を行う場所及び営業拠点（運行計画等の指示を受ける等）は発地又は着地に該当する。 15 第6第1項から第3項に規定する「車種規制非適合車を使用しないことを求める」方法として、次のような方法が挙げられる。 （1）車種規制非適合車を使用しないよう契約書

				に記載する。 (2) 運送事業者等に対して文書や周知用チラシ等を配布して依頼する。 (3) 荷下ろし場などの敷地内に車種規制非適合車を使用しない旨の看板を設置する。
	4 荷主等及び旅行業者は、前3項の規定において、車種規制適合車等が使用されたかどうかを確認し、その結果を記録するよう努めるものとする。	12 第5条第4項に規定する「車種規制適合車等が使用されたかどうかを確認する」方法として、次のような方法が挙げられる。 (1) 対象自動車に第2条第10項に規定する車種規制適合車標章が表示されているかどうか確認する。 (2) 自動車検査証(車検証)の備考欄に記載されている内容によって確認する。 (3) 使用する車両ごとに車種規制適合車等か非適合車の別を記載した運送車両一覧を提出させ確認する。	4 荷主等及び旅行業者は、前3項の場合において、車種規制非適合車が使用されていないかどうかを確認し、その結果を記録するよう努めるものとする。 5 荷主等及び旅行業者は、第1項から第3項までの場合において、エコドライブの実施を求めるよう努めるものとする。	16 第6第4項に規定する「車種規制非適合車が使用されていないかどうかを確認する」方法として、次のような方法が挙げられる。 (1) 対象自動車に第2第10号に規定する車種規制適合車標章が表示されているかどうかで確認する。 (2) 自動車検査証(車検証)の備考欄に記載されている自動車NOx・PM法の排出基準の適否によって、確認する。 (3) 使用する車両ごとに車種規制適合か非適合の別を記載した運送車両一覧を提出させ、確認する。
特定荷主等及び特定旅行業者による要請等の定期報告	第6条特定荷主等及び特定旅行業者は、前年度における次に掲げる事項を翌年6月30日までに別紙様式により、三重県知事に報告するものとする。 一 車種規制適合車等使用の要請状況 二 車種規制適合車等の確認状況 2 知事は、前項の規定により報告があった各事項について、県のホームページにおいて公表するものとする。	13 第6条中の別紙様式「要請等報告書」は、特定荷主等にあつては、事業所ごとに提出することとし、当該事業所の所在地を所管する県地域防災総合事務所環境課に提出するものとする。 特定旅行業者にあつては、事業者ごとに提出することとし、県内の本社又は主たる事業所の所在地を所管する県地域防災総合事務所環境課に提出するものとする。	第7 特定荷主等及び特定旅行業者は、毎年度6月30日までに、別紙様式により、前年度における次に掲げる事項を愛知県知事に報告するものとする。 一 車種規制非適合車不使用の要請状況 二 車種規制非適合車の確認状況 2 前項の規定による報告を愛知県知事に行う場合は、 <u>電子情報処理組織(県の機関の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下同じ。))と申請等をする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。)</u> を使用して行うことができる。	—
車種規制適合車の使用等に関する周知	第7条 中継施設管理者は、当該施設に対象自動車で出入りする者に対し、第3条の規定に基づく車種規制適合車等の使用について周知するための措置(以下「車種規制適合車等の使用に関する周知の措置」という。)に努めるものとする。 第8条 業として自動車を販売し、又は賃貸する者(以下「自動車販売業者等」という。)は、対象自動車を購入し、又は賃借する者に対し、車種規制適合車等の使用に関する周知の措置を講じるよう努めるものとする。	14 第7条中の「周知するための措置」とは、チラシや看板等により、当該施設に対象自動車で出入りする者に対して車種規制適合車等を使用するよう周知することである。 15 第8条第1項中の「周知の措置」とは、チラシ等により、対象自動車を購入し、又は賃借する者に対して車種規制適合車等を使用するよう周知することである。 16 第8条第2項中の「周知するための措置」とは、	第8 中継施設管理者は、当該施設に対象自動車で出入りする者に対し、第4の規定に基づく車種規制非適合車の不使用について周知するための措置(以下「車種規制非適合車の不使用に関する周知の措置」という。)に努めるものとする。 第9 業として自動車を販売し、又は賃貸する者(第10において「自動車販売業者等」という。)は、対象自動車を購入し、又は賃借する者に対し、車種規制非適合車の不使用に関する周知の措置を講じるよう努めるも	17 第8中の「周知するための措置」とは、チラシや看板等により、当該施設に対象自動車で出入りする者に対して車種規制非適合車を使用しないよう周知することである。 18 第9第1項中の「周知の措置」とは、チラシ等により、対象自動車を購入し、又は賃借する者に対して車種規制非適合車を使用しないよう周知することである。 19 第9第2項中の「周知するための措置」とは、

	2 業として自動車を整備する者は、対象自動車の整備を受ける者に対し、第4条の規定に基づく車種規制適合車標章等の表示について周知するための措置を講じるよう努めるものとする。	チラシ等により、対象自動車の整備を受ける者に対して車種規制適合車標章等を表示するよう周知することである。	のとする。 2 業として自動車を整備する者は、対象自動車の整備を受ける者に対し、第5の規定に基づく車種規制適合車標章の表示について周知するための措置を講じるよう努めるものとする。	チラシ等により、対象自動車の整備を受ける者に対して車種規制適合車標章を表示するよう周知することである。
助言	第9条 知事は、第3条から第8条までの規定の施行に関し、必要があると認めるときは、対策地域において対象自動車を運行する者、荷主等、旅行者、中継施設管理者、自動車販売業者等及び自動車を整備する者に対し、必要な助言を行うことができる。	—	第10 知事は、第3から第9までの規定の施行に関し、必要があると認めるときは、対策地域において対象自動車を運行する者、荷主等、旅行者、中継施設管理者、自動車販売業者等及び自動車を整備する者に対し、必要な助言を行うことができる。	—
雑則	第10条 この要綱の実施に関し、必要な事項は別に定める。	—	第11 名古屋市又は岡崎市の区域に存する者に対する第7第1項及び第10の規定の適用については、これらの規定中「知事」とあるのは、「名古屋市長」又は「岡崎市長」とする。 (雑則) 第12 この要綱の実施に関し、必要な事項は別に定める。	20 別紙様式「措置等報告書」は、特定荷主等にあっては、事業所ごとに提出することとし、当該事業所の所在地を所管する県民事務所環境保全課（名古屋市内に事業所がある事業者は名古屋市環境局地域環境対策部大気環境対策課、岡崎市内に事業所がある事業者は岡崎市環境部環境保全課）に提出するものとする。 特定旅行者にあっては、事業者ごとに提出することとし、県内の本社又は主たる事業所の所在地を所管する県民事務所環境保全課（名古屋市内に事業所がある事業者は名古屋市環境局地域環境対策部大気環境対策課、岡崎市内に事業所がある事業者は岡崎市環境部環境保全課）に提出するものとする。

